

議員提出議案第 2 号

令和 6 年 10 月 7 日

姫路市議会議員	西 本 眞 造
同	三 和 衛
同	有 馬 剛 朗
同	駒 田 かすみ
同	八 木 隆次郎
同	石 見 和 之
同	井 川 一 善
同	大 西 陽 介
同	妻 鹿 幸 二
同	塚 本 進 介
同	金 内 義 和

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

姫路市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年姫路市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。